議員各位

総務文教常任委員会 委員長 岩 永 政 則

委員長報告書

総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定 により報告いたします。

1.審査期間: 平成29年12月11日~12日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結 果
74	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例	全会一致可決
75	長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
76	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
77	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	全会一致 可 決
78	平成29年度長与町一般会計補正予算(第4号)	全会一致 可 決

議案第74号 長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例

審 查 日 平成 29 年 12 月 11 日

出席委員 岩永 政則 分部 和弘 浦川 圭一 中村 美穂 金子 恵

喜々津 英世 山口 憲一郎 堤 理志

説 明 員 荒木総務部長 森川住民福祉部長 山本総務課長 細田福祉課長

村田こども政策課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の改正は、独自利用事務を新たに追加することにより、必要書類の削減など住民サービスの向上に繋がるものである。具体的には、別表第 1 及び第 2 に小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務など、8 事務をそれぞれ追加するもの。

施行期日は平成30年4月1日とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 : 提案理由の説明の中で、必要書類、提出書類等の削減とあったが、主なもので、ど

ういった書類が提出不要になるのか。

答弁 : 所得制限等を調べる際の所得証明、住民票関係情報で住民票を想定している。それぞ

れ、添付書類として提出していたものを省略できるよう規定している。

質疑:こういった業務は従来から行っていたが、この時期に条文を追加することとなって

いるが、最初から入れておくことはできなかったのか。

答弁 : 国より推奨する事務の例示があっており、全国の市町村において利用されている。そ

ういった全国の状況等を踏まえて、本町においても追加して行くのが良として、今回、

追加の上程を行った。

主な質疑は以上のとおり。

議案第75号 長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

審 査 日 平成 29 年 12 月 11 日

出席委員 岩永 政則 分部 和弘 浦川 圭一 中村 美穂 金子 恵

喜々津 英世 山口 憲一郎 堤 理志

説 明 員 荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

本議案は、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準拠し、「育児休業することができる特別事情」に関する規定を整備するものである。改正の内容としては、「育児休業の再度の取得」及び「再度の期間延長」をすることができる特別な事情として、育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を加えるものである。

この条例は公布の日から施行するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 : 希望した保育所に、定員超過等で入所を断られた場合、その他の保育所に空きがあ

る時は、子どもを預けて勤務できるなどの運用はできないのか。

答弁 : 実際、兄弟がいる家庭もあり、また、さまざまな所から通勤していることを勘案しな

がら、ある程度の希望を持って保育所に申し込みを行っている。4月の入所時期を逸したら、なかなか入所できないことから、今回の規定の要件に該当したら、証明書を

もって育児休業の延長の取り扱いとする。

質疑: いつの時代も公務員の厚遇は言われている。一般的に、こういった制度はあまりな

いと思う。民間企業でこういった制度があるのか分からないが、できれば、住民の

理解が得られるような運用ができないのか。

答弁 : 民間の方も、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関す

る法律も同時に変わっている。民間の取り扱いと本町も同じである。ただし、公務員

は最長3歳までの育児休業が取れる。

主な質疑は以上のとおり。

議案第76号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

審査日 平成29年12月11日

出席委員 岩永 政則 分部 和弘 浦川 圭一 中村 美穂 金子 恵

喜々津 英世 山口 憲一郎 堤 理志

説 明 員 荒木総務部長 山本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

平成 29 年 8 月 8 日の人事院勧告は、民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を平均 0.2%引き上げるとともに、初任給を 1,000 円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ 400 円の引き上げを基本とする勧告がなされた。さらに、「給与制度の総合的見直し」の完成に併せて、「55 歳を超え、かつ 6 級以上職員」に対する「俸給等の 1.5%減額措置」を廃止する内容である。本議案は、これらの勧告に準じ改正するもの。改正の主なものとして、第 1 条は平成 29 年 4 月 1 日適用分で、第 18 条第 2 項及び附則第 7 項の改正は、職員の勤勉手当の支給割合を改めるもの。再任用を除く一般職員の場合、勤勉手当が 0.1 カ月分引き上げとなり、期末・勤勉手当の総支給割合が 4.4 カ月分となる。

附則として、第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行すること。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 : 55 歳を超え、かつ 6 級以上の職員という説明を受けたが、55 歳を超えての対象者はどの程度いるのか。

答弁 : 補正予算から計算してみると 6 級以上の者が 28 人で、この中で 55 歳を超えている 者は約 20 人となる。

質疑 : 今回のような 55 歳を超える者の減額措置の条例改正について、今後は発生しない のか。

答弁 : 今回の条例改正をもって、55 歳を超える者の減額措置というのは完全に廃止され、この条例から削除される。また、他の職員と同じように人事院勧告があれば、さかのぼって減額なしに支給するというのが、来年度からの取り扱いになる。

主な質疑は以上のとおり。

議案第77号 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

審 查 日 平成 29 年 12 月 11 日

出席委員 岩永 政則 分部 和弘 浦川 圭一 中村 美穂 金子 恵

喜々津 英世 山口 憲一郎 堤 理志

説 明 員 帯田教育次長 山口生涯学習課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

本議案は、長与シーサイドパーク内フットサルコートにナイター設備を新設することに伴い、 夜間照明料について料金を追加するもの。

附則として、この条例は平成30年1月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 : コート使用料と夜間照明料を取るが、町民と町民以外で 1 時間当たりの料金設定に ついての根拠は何か。

答弁 : 従来のグラウンドやグラウンドナイター照明等、テニスコートについても、8 款使用料の部分で町民、町民以外ということで分けている。今度のフットサルコートも同様の考え方で算定している。根拠については、月間ナイター照明の稼働率を 75%で 45時間として算出している。夜間照明については、電気代及び設備投資額から算出して合計 1,084.5 円となることから、町民は税込み 1,080 円、町民以外は 2 倍となる事から 2,160 円とした。

質疑 : 利用状況については 182 件の 555 時間との説明があっているが、ナイター照明が 無い時点での件数ということで、今後はどの程度の利用者を見込んでいるのか。ま た、利用者の町民、町民以外の割合はどの程度なのか。

答弁 : 27 年度の年間利用者は昼間で 2,939 人、28 年度が 3,161 人で増加傾向であり、 当然、ナイター設備の設置に伴い、もっと利用者が増えると考えている。また、28 年度の利用率では町内 71.9%、町外 28.1%との実績となっている。

主な質疑は以上のとおり。

議案第78号 平成29年度長与町一般会計補正予算(第4号)

審 查 日 平成 29年12月11日~12日

出席委員 岩永 政則 分部 和弘 浦川 圭一 中村 美穂 金子 恵

喜々津 英世 山口 憲一郎 堤 理志

説 明 員 荒木総務部長 久保平企画財政部長 森川住民福祉部長 中山健康保険部長

緒方建設産業部長 帯田教育次長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,054 万 3 千円を追加し、補正後の総額を 125 億 366 万 5 千円とするもの。

○歳入の主な内容

国庫負担金では、交付額の確定による国民健康保険基盤安定負担金増額の他、障害児 入所給付費等国庫負担金、保育所運営費負担金の過年度清算分等合わせて 4,248 万 5 千円を計上。

国庫補助金では、地方創生推進交付金及び保育所等整備交付金 2,549 万 5 千円を計上。

寄附金では、ふるさと長与応援寄附金の増額見込み分 1,800 万円を計上。 繰越金は、今回の補正予算の財源調整として 9,031 万 3 千円を計上。

○歳出の主な内容

各科目の職員人件費について、配置転換及び人事院勧告による給与措置などの補正分を計上。

総務費では、町政施行 50 周年記念行事に係る実行委員会委員報償費 3 万 5 千円及びふるさと長与応援寄附金の増額見込みに伴う返礼品等の経費を 906 万 4 千円計上。

民生費では、障害児通所給付費 4,877 万8千円、国民健康保険特別会計繰出金679万3千円、保育所等整備交付金2,555万6千円、保育所運営費補助金の増額3,675万7千円を計上。

土木費では、橋りょう維持補修工事費 800 万円、西高田線街路事業に係る単独事業 経費 3,700 万円、公園整備工事費 1,400 万円等を増額計上。

消防費では、Jアラート新型受信機と自動起動装置の導入に係る整備工事費 508 万2千円を計上。

教育費では、小・中学校校舎整備に係る工事費 411 万円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

(総務部)

質疑 : 現在、防犯灯の LED 化の事業計画が進められている。今回、通学路 300 基分の補正予算が組まれているが、当初の分が不足して、早急に対応することが発生したのか。

答弁 : LED 化は小学校区ごとに、5年計画で進めている。今回は、29年度が3年に1回の蛍光灯の交換時期にあたり、LED 化と並行して行ってきた。通学路の範囲を今回交換するが、LED 照明に交換することが効果的ではないかと判断し、通学路で未設置の所を交換する。

質疑 : 従来の蛍光灯式は今回の補正分を除けば、どの程度残っているのか。

答弁 : 現在、防犯灯は3,700 基ある。LED 照明に交換したものが、約2,150 基で全体の6割の交換が終了している。5 カ年計画であったが、28 年度に高田小校区、本年が洗切小校区、来年が北小校区を予定していた。残り本数から北小校区、南小校区、長与小校区の3年間を2年間にすることで、電気代等の削減になることから、4年間での計画に変更しようと考えている。

(企画財政部)

質疑 : 町制施行 50 周年記念事業に係る実行委員会の委員で、住民代表 5 人ぐらいという ことだが、公募制での人選になるのか。

答弁 : 今、庁舎内部で事業の検討をしている。例えば文化とかスポーツ、それ以外ではコミュニティ、自治会等の住民の参画を想定している。

質疑 : 町制施行 50 周年記念事業の具体的な事業内容については、今から検討委員会を立ち上げて、町民を交えて進めて行くことは理解するが、構想として考えているものは何か。

答弁 : これまでの歴史を現在に受け継ぐということと、未来へつなぐということの取り組みを行っていきたい。それから、郷土愛を育むような記憶に残る事業を展開したい。

(住民福祉部)

質疑 : 児童福祉運営費の分で保育士の処遇改善見込みとの説明であったが、詳細な内容を確認したい。

答弁 : 29 年度は保育士の処遇改善で全体の 2%、総額 1 人当たり約 6,000 円で、それにプラスしてキャリアアップが 29 年度よりでき、3 年以上の経験者は月額 5,000 円、7 年以上の経験者は月額 4 万円となる。

質疑 : 障害者福祉システム改修委託業務については、三つのサービスが増えることになっている。今まで以上に、福祉の事務が増大するのではないかと思うが、システム改修後に実際の事業を行うのは町が行うのか、それともどこかに委託するのか。

答弁 : 事業については町ではなく、基本的には民間の事業となる。

(健康保険部)

質疑 : 看板製作委託料の長与駅前の橋のところの看板については、どのようなものか。

答弁 : 長与駅前の車道側に設置されていて、歩道側の看板裏側が何も掲載されていない状

態で、歩行者は裏側しか見えない状態である。今回、その裏面にウォーキングに関

する表記を行う。

(建設産業部)

質疑 : 西高田線の計画決定と事業認可がいつ頃になるのか。また、委託料の500万円は西高田線の補償に関する算定の委託料と思うが、補助対象とならないのか。防犯灯についても、街路整備工事費ということで、補助対象とならないのか。

答弁 : 事業認可時期については、長崎県の都市計画課と協議している。住民説明会を当初 12 月に行う予定だったが、協議の中で断面構成変更協議、高田踏切の県道取り付け部で変更協議と JR 協議が長引き、1 月に住民説明会を予定している。全部の都市計画決定、変更手続きは、今年度末をめどに進めている。

防犯灯整備工事の委託関係ですが、街路灯を補助で整備する予算と防犯灯を整備する 予算と比較検討を行った結果、防犯灯の一般財源で行うこととした。委託料について は、全て補助対象ではなく一般財源で対応する。

質疑: 公園遊具については、長期間、使用禁止となっており、早期に開放するよう要望があっている。それらの要望をふまえての予算措置なのか。

答弁 : 多くの声を頂き、公園遊具を早期に開放するため新たに 1,400 万円の増額補正を行なった。

(教育委員会)

質疑: 障害者用トイレが設置されていない学校はあるのか。

答弁 : 高田小学校、長与北小学校と長与中学校の3校である。

質疑 : 長期的にみれば、誰もが利用できる多目的なトイレの検討も必要ではないかと思う

が、どうか。

答弁 : 多目的なトイレの設置は必要であると認識している。財源の確保ができるように、

努力していきたい。

主な質疑は以上のとおり。